

草加市公契約基本条例の手引

平成31年4月

草 加 市

目次

1 条例の背景・経緯	1
2 用語の定義	1
3 条例の概要	2
4 適用範囲	4
5 適用労働者の範囲	4
6 労働賃金基準額	5
7 労働賃金の算出方法	6
8 労働環境報告書の作成・提出	8
9 労働者への周知	9
10 労働者の申出	10
11 聞き取り調査及び改善の指導	10
12 不適切な労働環境等に対する措置	10

◆資料・様式集

資料1 適用公契約に係る手続フロー	11
資料2 対象工事労働環境報告書	12
対象工事労働環境報告書【記載例】	14
資料3 対象業務委託労働環境報告書	16
対象業務委託労働環境報告書【記載例】	18
資料4 労働環境改善報告書	20
資料5 労働者向け周知様式例（工事請負契約用）	21
資料6 労働者向け周知様式例（業務委託契約、指定管理協定用）	22

◆条例・規則等

草加市公契約基本条例	23
草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則	27
公契約基本条例に基づく公契約特約条項（工事請負契約）	31
公契約基本条例に基づく公契約特約条項（業務委託契約・指定管理協定）	32
草加市地元企業優先発注等に係る実施方針	33

◆その他

公契約基本条例制定後の変遷	39
平成31年度労働賃金基準額	40

1 条例の背景・経緯

リーマンショック後の景気低迷の中、国の経済政策等が実施され、景気は回復の兆しが見られるものの、事業者の経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況下において、地方公共団体が発注している工事、業務委託等の入札においては価格競争が激化し、その影響から労働者の労働環境の悪化が深刻な問題になっております。

労働環境の悪化は、雇用の不安や労働意欲の減退だけにとどまらず、ひいては事業の質の低下につながり、市民の皆さまからお預かりした貴重な税金が適正に還元できなくなる可能性もあることから、一定の歯止めをかける必要があります。

このため、本市では、公契約の基本的なあり方を中心に、市と事業者の両者が協力、又はそれぞれの責務を果たすことにより、適正な労働環境を確保し、市民サービスの質の向上を図り、もって「地域の豊かさ」を創出することを目的とした「草加市公契約基本条例」を制定しました。

2 用語の定義

この手引における用語の定義は、以下のとおりです。

公 契 約	市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する協定
市 長 等	市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者
事 業 者	公契約を受注し、又は受注しようとする者
下請負者	下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者
労 働 者	ア 事業者又は下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く） イ 自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

3 条例の概要

草加市公契約基本条例の主な内容は、以下のとおりです。

事項	主な内容
目的 (第1条)	公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務のほか、双方対等な立場において締結する公契約の基本的なあり方を明らかにすることにより、市民サービスの質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進を図り、もって地域の豊かさを創出すること
定義 (第2条)	用語の定義参照
基本理念 (第3条)	公契約の過程における透明性を確保し、公正・公平な競争を促進すること 良好な品質及び適正な履行を確保し、市民サービスの質の向上に資すること 市内業者の育成を図り、地域経済の健全な発展に寄与すること 地域における雇用を促進・安定させるとともに、労働者の労働環境の整備を図ること
市の責務 (第4条)	この条例の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり公契約に係る施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。 この条例の実効性を担保するため、この条例の目的等について事業者等及び労働者へ積極的に周知する。
事業者等の責務 (第5条)	公契約に携わる者としての社会的責任を自覚し、誠実に職務を遂行するよう努める。 前項に定めるもののほか、市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努める。 この条例の実効性を担保するため、この条例の目的等について労働者に周知するよう努める。
入札及び契約手続 (第6条)	市長等は、入札及び契約における談合等不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、契約の過程及び内容の透明性を確保する。
予定価格の適正化 (第7条)	市長等は、品質及び適正な履行を確保するため、取引の実例価格等を適切に反映させた合理的な積算根拠に基づき、契約金額を決定する基準となる予定価格を算出する。

情報の公表 (第8条)	市長等は、市民への説明責任を果たすとともに、事業者等との相互の信頼を築き、公正な公契約の実施状況を明らかにするため、公契約に関する情報を公表する。
品質の確保 (第9条)	市長等は、経済性に配慮しつつ、事業者の能力、社会貢献の取組等価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容を評価する契約方式を活用する。
履行の確保 (第10条)	事業者等は、適正かつ効率的な履行体制を確立させることにより、契約内容に適合した履行を確保し、事業の質の向上に努める。
労働環境の確保 (第11条)	事業者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境の確保に努める。
労働賃金基準額 (第12条)	市長は、規則で定める公契約に係る事業者等が労働者に支払う賃金の基準額を定めることができる。
労働環境の確認 (第13条)	市長等は、事業者に対し、前2条の労働環境の確認を行うため、必要な報告を求めることができる。
雇用環境の確保 (第14条)	事業者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定及び地域の雇用の維持並びに当該業務の質の確保に努める。
下請負者との契約 (第15条)	事業者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令を遵守し、適正な元請下請関係を構築するため、下請負者と各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な下請契約を締結するよう努める。
市内業者の活用 (第16条)	市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、地域経済の健全な発展に配慮し、市内業者の受注機会を確保する。事業者等は、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内業者を活用するよう努める。
公契約審議会 (第17条~第24条)	審議事項 労働賃金基準額の設定、その他公契約に係る重要事項について調査審議 審議会委員 事業者、労働者、学識経験者の6人以内で構成 任期 2年

4 適用範囲

公契約基本条例の適用を受ける公契約は、次のとおりです。

公契約の種類	適用範囲
工事又は製造の請負契約	予定価格が1億5千万円以上の契約
業務委託契約（建設関連コンサルタント、土木施設維持管理を含む。）	予定価格が1千万円以上の契約及び協定
指定管理協定	
上記の他、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの	

- 1 予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。
- 2 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）にかかわらず、公契約基本条例の適用となります。
- 3 適用となる案件については、その旨を入札の公告、指名通知書、指定管理者の指定の申請に係る告知等に記載し、事業者へ通知します。事業者は、公契約基本条例が適用される案件であることを承知した上で、参加することになります。
- 4 適用公契約を締結した事業者は、適用公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により下請負者に請け負わせる場合には、公契約基本条例が適用される契約であり、下請負者にも規定が適用される旨を周知する必要があります。

5 適用労働者の範囲

（1）公契約基本条例の適用を受ける労働者は、次のとおりです

事業者及び下請負者に雇用され、適用公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等）

自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負の契約により適用公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

- 1 工事に従事する適用労働者は、公共工事設計労務単価で区分される51種に該当するものを対象とします。
- 2 適用労働者は、事業者へ雇用される者だけでなく、下請負者に雇用される者も含まれます。

(2) 次に掲げる者は、公契約基本条例の規定が適用されません

同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人
労働基準法第 9 条に規定する労働者でない者 (ボランティア、会社役員等)
最低賃金法第 7 条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)
適用公契約に係る業務に直接従事しない者 (事務員、材料の製造に従事する者)
工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者 (現場代理人、監理技術者、主任技術者等)
適用公契約に従事した時間が 1 か月当たり 30 分未満の者

6 労働賃金基準額

労働賃金基準額とは、適用公契約に従事する労働者に対して支払われるべき 1 時間当たりの労働賃金の基準額で、事業者等は、労働賃金基準額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

なお、労働賃金基準額は、草加市公契約審議会の意見を聴いた上で、市長が定め、告示します。

公契約の種類	勘案基準
工事又は製造の請負契約	公共工事設計労務単価の 90 % に基づき定める 1 時間当たりの金額 「平成 30 年度労働賃金基準額」のとおり
業務委託契約 (建設関連コンサルタント、土木施設維持管理を含む。)	草加市現業職員の初任給及び他自治体の賃金水準を勘案して得た金額
指定管理協定	「平成 30 年度労働賃金基準額」のとおり

- 1 労働者と合意の下、見習い、手元等の労働者として使用者が判断する労働者の労働賃金については、総務部契約課にお問い合わせください。
- 2 平成 29 年度以降に締結し、適用公契約の対象期間が複数年度にまたがる場合、締結の翌年度以降に労働賃金基準額が改正された時は、その年度ごとに定める最新の労働賃金基準額を適用します。なお、平成 29 年度以前に締結した場合には、履行終了又は指定期間終了まで当初の労働賃金基準額を適用します。

7 労働賃金の算出方法

【工事】

次の算式により、1時間当たりの賃金に換算します。

$$\frac{([\text{基本給相当額}] + [\text{基準内手当}] + [\text{臨時の給与}] + [\text{実物給与}])}{[1\text{か月の所定労働日数及び1日の所定労働時間}]}$$

基本給（定額給）、出来高給
家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、
現場手当、技能手当、精勤手当等
賞与（ボーナス等）
通勤用定期の支給、食事の支給等

【労働賃金基準額が2,200円の場合における算出例】

基本給	260,000円	労働日数/月	22日
家族手当	20,000円	労働時間/日	8時間
住宅手当	30,000円		
時間外割増賃金	30,000円		
精勤手当（実物給与）	20,000円		
賞与	30,000円	→（180,000円 ÷ 6月）	
合計	390,000円		

$$390,000\text{円} \div 22\text{日} \div 8\text{時間} = 2,215\text{円} > 2,200\text{円}$$

1 賞与や通勤手当が6か月毎に支給の場合、1か月当たりに換算します。

- 1 工事又は製造の請負契約における労働者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」に掲載されている基準内手当・基準外手当に準じています。
- 2 労働賃金確保計画書には、職種ごとに、最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

【業務委託】

労働者に支払われる賃金を、1時間当たりの賃金に換算します。

時間給の場合 時間給額
日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間
月給の場合 [月給額] ÷ [1か月平均所定労働時間]

月給額（基本給相当額 + 諸手当）

基本給相当額・・・基本給（定額給）、出来高給

諸手当・・・都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当等

諸手当のうち、精皆勤手当、家族手当、通勤手当は除きます。

1か月平均所定労働時間

年間所定労働日数 × 1日の所定労働時間 ÷ 12か月

【労働賃金基準額が1,000円の場合における算出例】

基本給	165,000円	年間労働日数	255日
職務手当	15,000円	労働時間/日	8時間
通勤手当	6,000円		
時間外手当	30,000円		
精勤手当	10,000円		
合計	226,000円		

$$226,000円 - (6,000円 + 30,000円 + 10,000円) = 180,000円$$

$$(180,000円) \div (255日 \times 8時間 \div 12か月) = 1,058円 > 1,000円$$

- 1 業務委託契約等における労働者の各手当等の詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されている最低賃金の対象となる賃金に準じています。
- 2 労働環境報告書には、労働者のうち最も低い労働賃金単価を記入します。

8 労働環境報告書の作成・提出

適用公契約においては、事業者が労働環境報告書の作成、提出が義務付けられています。労働環境報告書は、労働者の労働環境の状況を把握するものであり、事業者は、指定する日までに提出しなければなりません。提出された労働環境報告書は、市が内容を確認し、保存します。

なお、労働環境報告書の内容は、事業者が雇用される労働者だけでなく、下請負者に雇用される労働者を含めた状況について報告していただきます。

(1) 単年度契約

回数	提出時期	提出内容
第1回	履行開始後、労働賃金を最初に支払った月の翌月10日まで	左記の労働賃金を支払った内容
第2回	履行期限後、労働賃金を最後に支払った月の翌月10日まで	履行期間中すべての内容 (第1回の内容を含む)

(2) 複数年契約

回数	提出時期	提出内容
第1回	履行開始後、労働賃金を最初に支払った月の翌月10日まで	左記の労働賃金を支払った内容
第2回	毎年度終了後、当該年度の労働賃金を最後に支払った月の翌月10日まで	当該年度すべての内容(第1回の内容を含む)
最終回	履行期限後、労働賃金を最後に支払った月の翌月10日まで	履行期間中すべての内容 (第1回の内容を含む)

- 1 報告内容に変更が生じたときは、速やかに内容を変更した労働環境報告書を提出してください。
- 2 提出時期が土曜日、日曜日、又は祝日に当たる場合は、提出時期を翌日までとします。

【単年度・対象工事の参考例】

契約日... 6月	工期の期限... 2月
6月	契約月(労働賃金を支払うべき労働者等なし)
7月	労働賃金を支払うべき労働者あり
8月	労働賃金を最初に支払った月
9月	10日までに初回分の労働環境報告書提出
翌年 2月	工期の期限
3月	労働賃金を最後に支払った月
4月	10日までに第2回分提出

【単年度・対象業務委託の参考例】

契約日... 4月1日		履行期間終了日... 3月31日	
	4月	契約月（労働賃金を支払うべき労働者等なし）	
	5月	労働賃金を最初に支払った月	
	6月	10日までに初回分の労働環境報告書提出	
翌年	3月	履行期間終了日	
	4月	労働賃金を最後に支払った月	
	5月	10日までに第2回分提出	

【複数年度・対象工事の参考例】

契約日... 6月		工期の期限... 翌年8月	
	6月	契約月（労働賃金を支払うべき労働者等なし）	
	7月	労働賃金を支払うべき労働者あり	
	8月	労働賃金を最初に支払った月	
	9月	10日までに初回分の労働環境報告書提出	
翌年	3月	年度終了	
	4月	前年度の労働賃金を最後に支払った月	
	5月	10日までに第2回分提出	
	8月	工期の期限	
	9月	労働賃金を最後に支払った月	
	10月	10日までに最終回分提出	

(3) 労働環境報告書の提出先

公契約の種類	提出方法	提出先
工事又は製造の請負契約	作成した労働環境報告書は、書面により提出してください。	契約を締結する担当課
業務委託契約（建設関連コンサルタント、土木施設維持管理を含む。）		
指定管理協定		指定管理協定を締結する担当課

9 労働者への周知

事業者は、次に掲げる事項を周知するため、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付してください。

- 1 この条例が適用される労働者の範囲
- 2 労働賃金基準額
- 3 申出をする場合の申出先

4 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと

資料編の「労働者向け周知様式例」を参考に、ポスターやチラシ等を作成し、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付するなど、周知を徹底してください。

10 労働者の申出

適用労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。なお、事業者は、当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはなりません。

11 聞き取り調査及び改善の指導

適用労働者から申出があった場合又は提出された労働環境報告書の確認をした場合において調査が必要と認めたときは、市長等は事業者に対して聞き取り調査を行うことができます。

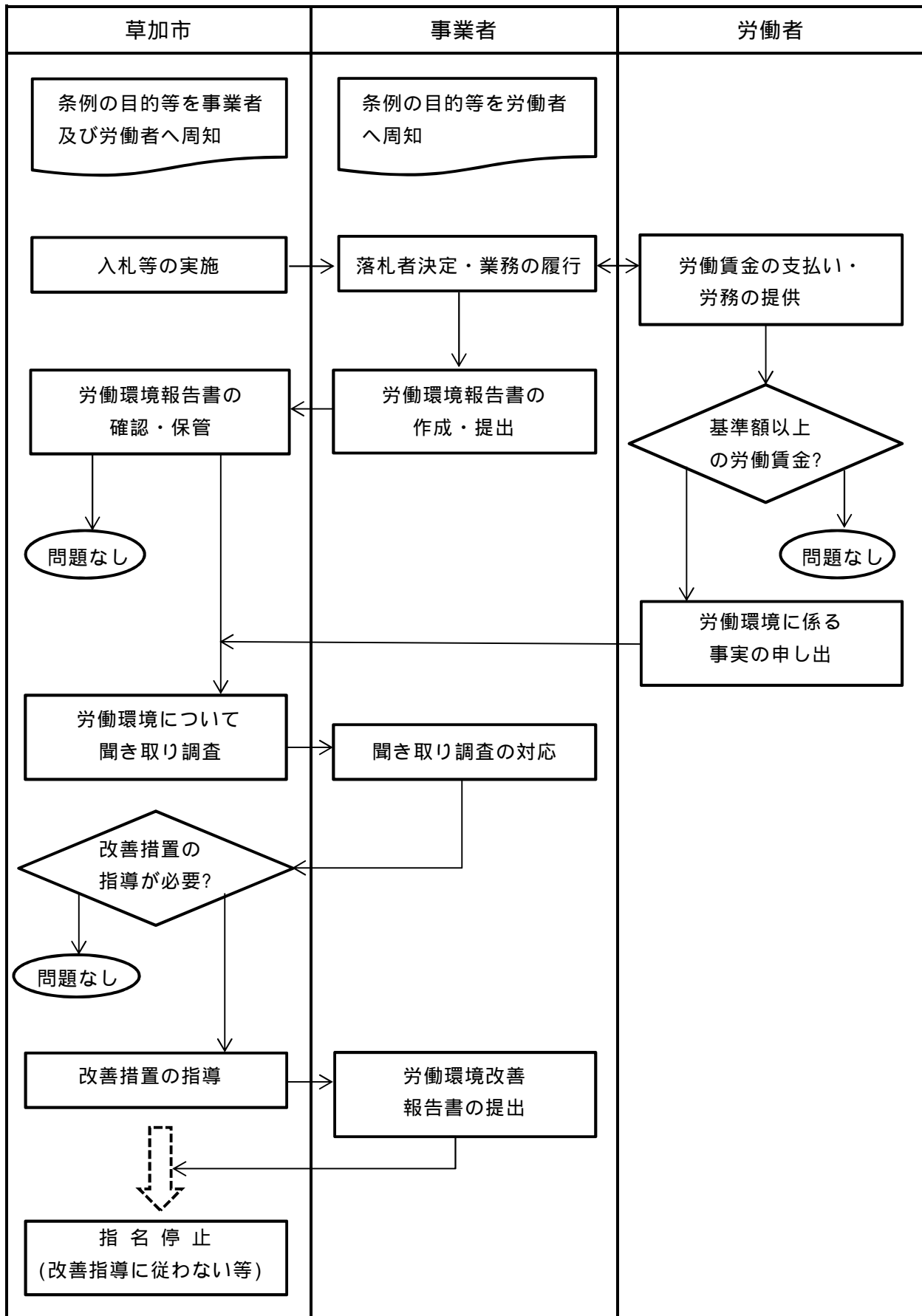
市長等は、聞き取り調査を行った結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、事業者に対し改善を指導することができます。改善の指導を受けた事業者は、速やかに改善を図り、労働環境改善報告書により、指定する期日までに報告しなければなりません。

12 不適切な労働環境等に対する措置

市長等は、事業者が次のいずれかに該当する場合は、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき、指名停止の措置を講ずることができます。

- (1) 労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき
- (2) 市長等による聞き取り調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- (3) 市長等による改善指導に従わないとき
- (4) 改善の指導を受けた後、労働環境改善報告書を提出しないとき

(資料1) 適用公契約に係る手続フロー



(資料2) 対象工事労働環境報告書

(表 面)
対象工事労働環境報告書

年 月 日

草加市長 あて

区 分	項 目	回 答
労働条件	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい・いいえ
	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
	休暇、休日の取得状況を把握し、適切に管理していますか。	はい・いいえ
賃 金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	賃金台帳を作成し、労働者に給与明細書を交付していますか。	はい・いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
	当該契約における工事に主として従事する労働者の職種別の最低労働賃金単価はいくらですか。(下請業者を含む。)	裏面に記載
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各種保険	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ
法定帳簿の整備	法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)が整備されていますか。	はい・いいえ

草加市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、上記事項について、事実と相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに草加市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

契 約 件 名	
所 在 地	
商号又は名称	
代表者の氏名	(印)
担当者・連絡先	

(資料2) 対象工事労働環境報告書【記載例】

(表 面)
対象工事労働環境報告書

平成 年 月 日

草加市長 あて

区 分	項 目	回 答
労働条件	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい・いいえ
	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
	休暇、休日の取得状況を把握し、適切に管理していますか。	はい・いいえ
賃 金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	賃金台帳を作成し、労働者に給与明細書を交付していますか。	はい・いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
	当該契約における工事に主として従事する労働者の職種別の最低労働賃金単価はいくらですか。(下請業者を含む。)	裏面に記載
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各種保険	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ
法定帳簿の整備	法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)が整備されていますか。	はい・いいえ

草加市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、上記事項について、事実と相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに草加市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

契 約 件 名	工 事
所 在 地	草加市 一丁目 番 号
商号又は名称	(株)
代表者の氏名	× 印
担当者・連絡先	× 048 - -

(裏面)
労働賃金確保計画書

工種	職種	人数	最低労働賃金単価 (1時間あたり)	施工業者名 (元請・下請業者名)
土木	普通作業員	40	2,300	(株)
↑	↑	↑	↑	↑

建設業29業種から該当する工種を記入します	公共工事設計労務単価で区分される51種から該当する職種を記入します	対象人数を記入します	対象労働者のうち最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します	対象労働者が所属する業者名を記入します(下請業者も対象となります)
-----------------------	-----------------------------------	------------	-------------------------------	-----------------------------------

労働賃金確保計画書は、職種別・施工業者別に記入してください。

下請や再契約など関係する業者が複数者いる場合にも、労働賃金確保計画書は一枚にまとめ提出してください。なお、一枚に書ききれない場合には別紙に記入の上、提出してください。

【労働者の範囲】

- ・本契約における工事に従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51種に該当するものを対象とします。
- ・雇用形態(日雇、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事する者について記入してください。
- ・現場代理人、主任技術者、監理技術者、会社役員等は含みません。

【最低労働賃金単価】

- ・該当する職種ごとに、最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

【労働賃金の算出方法】

- ・次の算式により、1時間当たりの賃金に換算します。

$$\frac{([\text{基本給相当額}] + [\text{基準内手当}] + [\text{臨時の給与}] + [\text{実物給与}])}{[1\text{か月の所定労働日数及び1日の所定労働時間}]}$$

基本給(定額給)、出来高給
 家族手当(扶養手当)、通勤手当、都市手当(地域手当)、住宅手当、現場手当、
 技能手当、精勤手当等
 賞与(ボーナス等)
 通勤用定期の支給、食事の支給等

(資料3) 対象業務委託労働環境報告書

対象業務委託労働環境報告書

年 月 日

草加市長

あて

区 分	項 目	回 答
労働条件	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい・いいえ
	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
	休暇、休日の取得状況を把握し、適切に管理していますか。	はい・いいえ
賃 金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	賃金台帳を作成し、労働者に給与明細書を交付していますか。	はい・いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
	当該契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。 1時間当たり _____ 円	/
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各種保険	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ
法定帳簿の整備	法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)が整備されていますか。	はい・いいえ

草加市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、上記事項について、事実と相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに草加市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

契 約 件 名	
所 在 地	
商号又は名称	
代表者の氏名	(印)
担当者・連絡先	

【労働者の範囲】

- ・本契約における業務に従事する労働者
- ・雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該業務に従事する者について記入してください。

【労働賃金の算出方法】

- ・労働者に支払われる賃金を、1時間当たりの賃金に換算します。

時間給の場合 時間給額

日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間

月給の場合 [月給額] ÷ [1か月平均所定労働時間]

月給額（基本給相当額 + 諸手当）

基本給相当額・・・基本給（定額給）、出来高給

諸手当・・・都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当等

諸手当のうち、精皆勤手当、家族手当、通勤手当は除きます。

1か月平均所定労働時間

年間所定労働日数 × 1日の所定労働時間 ÷ 12か月

(資料3) 対象業務委託労働環境報告書【記載例】

対象業務委託労働環境報告書

平成 年 月 日

草加市長 あて

区 分	項 目	回 答
労働条件	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい・いいえ
	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
	休暇、休日の取得状況を把握し、適切に管理していますか。	はい・いいえ
賃 金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	賃金台帳を作成し、労働者に給与明細書を交付していますか。	はい・いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
	当該契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。 1時間当たり 950 円	
安全衛生	毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各種保険	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ
法定帳簿の整備	法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)が整備されていますか。	はい・いいえ

草加市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、上記事項について、事実と相違ありません。なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに草加市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

契 約 件 名	業務委託
所 在 地	草加市 一丁目 番 号
商号又は名称	(株)
代表者の氏名	× 印
担当者・連絡先	× 048 - -

【労働者の範囲】

- ・本契約における業務に従事する労働者
- ・雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該業務に従事する者について記入してください。

【労働賃金の算出方法】

- ・労働者に支払われる賃金を、1時間当たりの賃金に換算します。

時間給の場合 時間給額

日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間

月給の場合 [月給額] ÷ [1か月平均所定労働時間]

月給額（基本給相当額 + 諸手当）

基本給相当額・・・基本給（定額給）、出来高給

諸手当・・・都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当等

諸手当のうち、精皆勤手当、家族手当、通勤手当は除きます。

1か月平均所定労働時間

年間所定労働日数 × 1日の所定労働時間 ÷ 12か月

(資料4) 労働環境改善報告書

労働環境改善報告書

年 月 日

草加市長 あて

市と契約を締結した次の工事（業務委託）における、労働環境に関する改善措置については、草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則第8条第3項の規定に基づき改善を図りましたので次のとおり報告します。

工事（業務委託）名： _____

区分	改善措置の内容	措置日

(資料5) 労働者向け周知様式例 (工事請負契約用)

草加市公契約基本条例に関するお知らせ

件名	
履行場所	草加市
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日

上記の業務は、草加市が定める基準額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。

◆適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・請負契約により当該業務に従事する者（一人親方） <p>※見習い、手元等の労働者として使用者が判断する労働者の労働賃金については、別途定める場合があります。</p>
適用を受けられない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人 ・労働者でない者（ボランティア、会社役員等） ・最低賃金法第7条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。） ・適用公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者） ・工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等） ・適用公契約に従事した時間が1か月当たり30分未満の者

◆労働賃金基準額

◎適用労働者に支払われるべき1時間当たりの労働賃金の基準額を「労働賃金基準額」といいます。

労働賃金基準額	別表のとおり
---------	--------

◆申出をする場合の申出先

◎適用労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。
なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

申出先		所在地	電話番号
発注者	草加市総務部契約課	〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号	048-922-1129(直通)

(資料6) 労働者向け周知様式例 (業務委託契約、指定管理協定用)

草加市公契約基本条例に関するお知らせ

件名	
履行場所	草加市
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日

上記の業務は、草加市が定める基準額以上の賃金を適用労働者に支払うことが規定されています。

◆適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第9条に規定する労働者)
適用を受けられない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人 ・労働者でない者 (ボランティア、会社役員等) ・最低賃金法第7条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。) ・適用公契約に従事した時間が1か月当たり30分未満の者

◆労働賃金基準額

◎適用労働者に支払われるべき1時間当たりの労働賃金の基準額を「労働賃金基準額」といいます。

労働賃金基準額	940円
---------	------

◆申出をする場合の申出先

◎適用労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。
 なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

申出先		所在地	電話番号
発注者	草加市総務部契約課	〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号	048-922-1129(直通)

草加市公契約基本条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等（事業者及び下請負者をいう。以下同じ。）の責務並びに双方対等な立場において締結する公契約の基本的なあり方を明らかにすることにより、市民サービスの質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進を図り、もって地域の豊かさを創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する協定をいう。
- (2) 市長等 市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。
- (3) 事業者 公契約を受注し、又は受注しようとする者をいう。
- (4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者をいう。
- (5) 労働者 次に掲げる者をいう。

ア 事業者又は下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

(基本理念)

第3条 公契約に係る基本理念は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公契約の過程における透明性を確保し、及び公正かつ公平な競争を促進すること。
- (2) 公契約において良好な品質及び適正な履行を確保し、市民サービスの質の向上に資すること。
- (3) 市内業者の育成を図り、地域経済の健全な発展に努めること。
- (4) 地域における雇用を促進し、及び安定させるとともに、関係法令を遵守し、労働者の労働環境の整備を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり公契約に係る

施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、この条例の実効性を担保するため、この条例の目的等について事業者等及び労働者へ積極的に周知しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、公契約に携わる者としての社会的責任を自覚し、誠実に職務を遂行するよう努めなければならない。

2 事業者等は、前項に定めるもののほか、市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者等は、この条例の実効性を担保するため、この条例の目的等について労働者に周知するよう努めなければならない。

(入札及び契約手続)

第6条 市長等は、入札及び契約における談合等不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、契約の過程及び内容の透明性を確保するものとする。

(予定価格の適正化)

第7条 市長等は、品質及び適正な履行を確保するため、取引の実例価格等を適切に反映させた合理的な積算根拠に基づき、契約金額を決定する基準となる予定価格を算出するものとする。

(情報の公表)

第8条 市長等は、市民への説明責任を果たすとともに、事業者等との相互の信頼を築き、公正な公契約の実施状況を明らかにするため、公契約に関する情報を公表するものとする。

(品質の確保)

第9条 市長等は、経済性に配慮しつつ、事業者の能力、社会貢献の取組等価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容を評価する契約方式を活用するものとする。

(履行の確保)

第10条 事業者等は、適正かつ効率的な履行体制を確立させることにより、契約内容に適合した履行を確保し、事業の質の向上に努めなければならない。

(労働環境の確保)

第11条 事業者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

(労働賃金基準額)

第12条 市長は、規則で定める公契約に係る事業者等が労働者に支払う賃金の基準額を定めることができる。

(労働環境の確認)

第13条 市長等は、事業者に対し、前2条の労働環境の確認を行うため、必要な報告を
求めることができる。

2 市長等は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、事業者に改善措置を講ず
るよう指導することができる。

(雇用環境の確保)

第14条 事業者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従
事する労働者の雇用の安定及び地域の雇用の維持並びに当該業務の質の確保に努めな
ければならない。

(下請負者との契約)

第15条 事業者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)その他関係法令を遵守し、
適正な元請下請関係を構築するため、下請負者と各々の対等な立場における合意に基
づいて公正な下請契約を締結するよう努めなければならない。

(市内業者の活用)

第16条 市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、地域経済の健全な発展
に配慮し、市内業者の受注機会を確保するものとする。

2 事業者等は、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健
全な発展に配慮し、できる限り市内業者を活用するよう努めなければならない。

(公契約審議会の設置)

第17条 第12条に規定する労働賃金基準額に関するもののほか、公契約に係る重要事
項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、草加市公契約審議会(以下「審議
会」という。)を設置する。

(組織)

第18条 審議会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱
する。

- (1) 事業者
- (2) 労働者
- (3) 学識経験者

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合におけ
る補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は審議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 2 1 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 2 2 条 審議会は、審議事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(審議会の公開)

第 2 3 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で非公開を議決したときは、この限りでない。

(守秘義務)

第 2 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営の委任)

第 2 5 条 第 1 7 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 2 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条から第 2 5 条までの規定は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市公契約基本条例(平成26年条例第21号)第13条第1項に規定する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、草加市公契約基本条例(以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

(労働賃金基準額を定める公契約及び労働環境の確認を行う公契約)

第3条 条例第12条の規則で定める公契約及び条例第13条第1項の規定による労働環境の確認(以下「労働環境の確認」という。)を行う公契約は、次に掲げるとおりとする。ただし、契約の内容、相手方等の理由により労働環境の確認の必要がないと市長が認めるものは、この限りでない。

- (1) 予定価格が150,000,000円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が10,000,000円以上の業務委託に関する契約及び指定管理協定
- (3) 前2号に定めるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの

(労働者の範囲)

第4条 労働環境の確認の対象とする労働者は、前条に規定する公契約に主として従事するものとする。

(労働環境の基準)

第5条 労働環境の確認は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を基準とする。

2 条例第12条の規定により、1時間当たりの労働賃金の基準額(以下「労働賃金基準額」という。)を定めるときは、次の各号に掲げる労働者に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案するものとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価(埼玉県)
- (2) 前号以外の労働者 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金として定める最低賃金額

3 事業者等は、労働賃金基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。

4 市長は、労働賃金基準額を定めようとするときは、草加市公契約審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、労働賃金基準額を定めたときは、市のホームページ等により公表するものとする。

(労働環境の確認方法)

第6条 事業者は、公契約に係る契約締結後に対象工事労働環境報告書(第1号様式)又は対象業務委託労働環境報告書(第2号様式)(以下これらの報告書を「労働環境報告書」という。)を作成し、市長等が指定する日までに市長等へ提出しなければならない。

2 事業者は、報告内容に変更が生じたときは、速やかに内容を変更した労働環境報告書を市長等へ提出しなければならない。

3 市長等は、前2項の規定により事業者から労働環境報告書の提出があったときは、その内容を確認し、契約担当課において契約書とともに当該労働環境報告書を保存するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 事業者は、労働者が労働環境に係る事実について市長等に申し出た場合において、当該申出を理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(調査及び改善の指導)

第8条 市長等は、第6条第3項の規定により労働環境報告書の内容を確認した場合においては、必要に応じて、事業者に対して聞き取り調査を行うことができる。

2 市長等は、前項の規定により聞き取り調査を行った結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、事業者に対し改善を指導することができる。

3 前項の規定により改善の指導を受けた事業者は、速やかに改善を図り、労働環境改善報告書(第3号様式)により、市長等が指定する期日までに市長等へ報告しなければならない。

(不適切な労働環境等に対する措置)

第9条 市長等は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき、指名停止の措置を講ずることができる。

(1) 第6条第1項又は第2項の規定による労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(3) 前条第2項の規定による改善指導に従わないとき。

(4) 前条第3項の規定による労働環境改善報告書を提出しないとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条第4項並

びに次項（別表第2-2 附属機関の表の改正規定に限る。）、附則第3項及び第4項の規定は、平成26年10月1日から施行する。

（草加市行政組織規則の一部改正）

- 2 草加市行政組織規則（昭和53年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2-2 附属機関の表中

「

草加市特別職報酬等審議会 草加市公務災害補償等認定委員会 草加市公務災害補償等審議会 草加市懲戒審査委員会 草加市不当要求行為等・公益通報委員会	総務部職員課
--	--------

を

「

草加市特別職報酬等審議会 草加市公務災害補償等認定委員会 草加市公務災害補償等審議会 草加市懲戒審査委員会 草加市不当要求行為等・公益通報委員会	総務部職員課
草加市公契約審議会	総務部契約課

に改める。

別表第3-3 総務部の表契約課の部中

「 入札制度（水道事業に係るものを含む。）に関すること。」を

「 入札制度（水道事業に係るものを含む。）に関すること。

草加市公契約基本条例（平成26年条例第21号）の規定による労働環境の確認に関すること。

に改める。

（草加市公印規則の一部改正）

- 3 草加市公印規則（平成15年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表 2 職印の表に次のように加える。

草加市公契約審議会会長の印	草 加 市 公 契 約 審 議 会 会 長 之 印	て ん 書	21 ミリ メー トル 平方	草加市公契約審議会会長名をもって発送する文書	1	契約課長
---------------	------------------------------------	----------	----------------------------	------------------------	---	------

(草加市審議会等運営規則の一部改正)

4 草加市審議会等運営規則(平成12年規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「草加市特別職報酬等審議会」を
「
草加市特別職報酬等審議会
草加市公契約審議会
」
に改める。

公契約基本条例に基づく公契約特約条項（工事請負契約）

この公契約特約条項は、草加市公契約基本条例（平成26年条例21号。以下「条例」という。）が適用される公契約について定めるものとする。

（労働環境の確保）

第1条 受注者等（条例第1条で規定する事業者等をいう。以下同じ。）は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

（労働賃金の支払）

第2条 受注者等は、条例第2条第5号で規定する労働者（以下「労働者」という。）に対し、条例第12条で規定する賃金の基準額（以下「労働賃金基準額」という。）以上の賃金を支払わなければならない。

（労働環境報告書の作成及び提出）

第3条 受注者（条例第2条第3号で規定する事業者をいう。以下同じ。）は、草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則（平成26年規則第32-2号。以下「規則」という。）第6条で規定する対象工事労働環境報告書（以下「労働環境報告書」という。）を作成し、条例第2条第2号で規定する市長等（以下「市長等」という。）が指定する日までに市長等へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じたときは、速やかに内容を変更した労働環境報告書を市長等へ提出しなければならない。

（労働者への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者へ周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される労働者の範囲
- (2) 労働賃金基準額
- (3) 規則第7条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

（不利益取扱いの禁止）

第5条 受注者は、労働者が労働環境に係る事実について市長等に申し出た場合において、当該申出を理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（調査及び改善の指導）

第6条 市長等は、労働環境報告書の内容を確認した場合においては、必要に応じて、受注者に対して聞き取り調査を行うことができる。

- 2 市長等は、前項の規定により聞き取り調査を行った結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、受注者に対し改善を指導することができる。
- 3 前項の規定により改善の指導を受けた受注者は、速やかに改善を図り、規則第8条第3項で規定する労働環境改善報告書（以下「改善報告書」という。）により、市長等が指定する期日までに市長等へ報告しなければならない。

（不適切な労働環境等に対する措置）

第7条 市長等は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき、指名停止の措置を講ずることができる。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定による労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 前条第2項の規定による改善指導に従わないとき。
- (4) 前条第3項の規定による改善報告書を提出しないとき。

公契約基本条例に基づく公契約特約条項（業務委託契約・指定管理協定）

この公契約特約条項は、草加市公契約基本条例（平成26年条例21号。以下「条例」という。）が適用される公契約について定めるものとする。

（労働環境の確保）

第1条 受注者等（条例第1条で規定する事業者等をいう。以下同じ。）は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

（労働賃金の支払）

第2条 受注者等は、条例第2条第5号で規定する労働者（以下「労働者」という。）に対し、条例第12条で規定する賃金の基準額（以下「労働賃金基準額」という。）以上の賃金を支払わなければならない。

（労働環境報告書の作成及び提出）

第3条 受注者（条例第2条第3号で規定する事業者をいう。以下同じ。）は、草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則（平成26年規則第32-2号。以下「規則」という。）第6条で規定する対象業務委託労働環境報告書（以下「労働環境報告書」という。）を作成し、条例第2条第2号で規定する市長等（以下「市長等」という。）が指定する日までに市長等へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じたときは、速やかに内容を変更した労働環境報告書を市長等へ提出しなければならない。

（労働者への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者へ周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される労働者の範囲
- (2) 労働賃金基準額
- (3) 規則第7条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

（不利益取扱いの禁止）

第5条 受注者は、労働者が労働環境に係る事実について市長等に申し出た場合において、当該申出を理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（調査及び改善の指導）

第6条 市長等は、労働環境報告書の内容を確認した場合においては、必要に応じて、受注者に対して聞き取り調査を行うことができる。

2 市長等は、前項の規定により聞き取り調査を行った結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、受注者に対し改善を指導することができる。

3 前項の規定により改善の指導を受けた受注者は、速やかに改善を図り、規則第8条第3項で規定する労働環境改善報告書（以下「改善報告書」という。）により、市長等が指定する期日までに市長等へ報告しなければならない。

（不適切な労働環境等に対する措置）

第7条 市長等は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき、指名停止の措置を講ずることができる。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定による労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 前条第2項の規定による改善指導に従わないとき。
- (4) 前条第3項の規定による改善報告書を提出しないとき。

（雇用環境の確保）

第8条 受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定及び地域の雇用の維持並びに当該業務の質の確保に努めなければならない。

草加市地元企業優先発注等に係る実施方針

1 目的

本市が行う物品、工事などの公共調達において、地元企業への優先発注及び地域資源の活用を推進するため、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公正性を保ちつつ、地元企業の受注機会を確保し、持続的な成長・発展を通じて、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 適用対象

本実施方針の適用対象は、本市が行う公共調達とする。

3 目標

本実施方針の実施期間において、次に掲げる公共調達の分野で市内業者への件数ベースでの発注率の目標値を目指す。

なお、その他の公共調達の分野においても、市内業者の受注機会を確保し、発注率を高めるよう努めるものとする。

・ 建設工事	95%
・ 建設コンサルタント等の業務委託	70%

4 実施期間

本実施方針の実施期間は、平成27年度から平成31年度までとする。

5 公表、検証、評価及び見直し

(1) 公表

市内業者への件数ベースでの発注率について、年度ごとに取りまとめ公表する。

(2) 実施状況の検証、評価及び見直し

実施状況については、「草加市入札及び契約事務改善検討委員会」において、年度ごとに検証及び評価を行い、実効性を高めていくものとする。

また、目標値と実施状況の検証及び評価の結果を踏まえて、同検討委員会において必要に応じ、本実施方針の見直しを行うものとする。

6 事業者の定義

業者区分		定義
地元企業	市内業者	草加市内に本社、本店を有する事業者
	準市内業者	草加市外に本店を有するが、草加市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる事業者
	市外業者	草加市外に本社、本店を有する事業者

7 市産品の定義

市内の工場で生産、製造、加工されたもの、又は市内代理店等から調達されたもの

8 実施方針

原則として、地元企業のうち、市内業者を選定する。ただし、市内業者で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。

なお、本方針は、地元企業の受注機会の確保及び育成を図るため、地元企業への優先的な発注を推進するものであり、本市の公共調達から市外業者を排除することを目的とするものではない。

対象範囲	取扱要領	発注方法
<p>建設工事 (建築工事、土木工事、その他の工事)</p>	<p>地元企業優先発注の原則</p> <p>入札参加資格者名簿（建設工事）に登載された事業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。</p> <p>なお、技術的難易度の高い建設工事で市内業者では対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。</p> <p>分離・分割発注の推進</p> <p>事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点で踏まえた上で、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注に努めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図る。</p> <p>共同企業体方式の活用</p> <p>大規模工事においては、市内業者の施工能力拡大を図るため、市内業者同士による組合せ、又は市内業者を構成員とした共同請負を促進し、その施工能力に応じた規模・内容の工事において建設工事共同企業体を活用する。</p> <p>市内業者の活用・促進</p> <p>市内業者の活用は、波及的な地元雇用の創出や地域経済の活性化につながるため、下請業者（協力業者）の選定、併せて建設用資材や建設機械の購入又は借入に当たっては、市内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載する。</p> <p>工事発注の平準化及び計画的な発注</p> <p>工事の発注が平準化されることで、年間を通じた計画的な雇用や建設機械の効率的な活用、及び経営の安定化が図られるため、前倒し発注を推進する。</p> <p>また可能な限り計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な工期の設定に配慮するとともに、発注にかかる工事の完了後、速やかな支払に努めるものとする。</p>	<p>(1)市内業者</p> <p>(2)準市内業者</p> <p>(3)市外業者</p>

	<p>地域貢献企業の評価</p> <p>地域貢献度を評価・反映できる総合評価方式を試行し、総合評価方式で行うすべての入札に「地域貢献度」を評価項目として設定する。</p> <p>また、優秀工事表彰者には、優良な事業者を適正に評価及び経営努力を評価し、事業者の意欲向上を図るため優先的な発注を行う。</p> <p>最低制限価格の設定</p> <p>市内業者の健全な育成及び適正価格での契約により公共工事の品質確保を図る観点から、市内業者が参加する入札においては、最低制限価格を設定する。</p>	
<p>建設コンサルタント等の業務委託 (建設工事に関する設計、調査及び測量)</p>	<p>地元企業優先発注の原則</p> <p>入札参加資格者名簿（設計、調査及び測量）に登載された業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。</p> <p>なお、技術的難易度の高い建設コンサルタント等の業務委託で市内業者では対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。</p> <p>計画的な発注</p> <p>可能な限り、計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な委託期間の設定に配慮するとともに、発注にかかる業務委託の完了後、速やかな支払に努めるものとする。</p>	<p>(1)市内業者</p> <p>(2)準市内業者</p> <p>(3)市外業者</p>
<p>その他の分野 (物品購入、印刷製本、修繕、建設コンサルタント等以外の業務委託、土木施設維持管理等)</p>	<p>地元企業優先発注の原則</p> <p>入札参加資格者名簿（物品又は土木施設維持管理）に登載された業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。</p> <p>なお、市内業者では調達や対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大するものとする。</p> <p>市産品の活用</p> <p>市が行う各種大会の記念品等の発注に当たっては、市産品を活用するなど可能な限り市内業者への発注に努める。</p> <p>印刷製本の発注</p> <p>企画・デザインを含めて印刷業者以外へ発注する場合、可能な範囲で分離発注をすることにより、市内業者への発注に努める。</p>	<p>(1)市内業者</p> <p>(2)準市内業者</p> <p>(3)市外業者</p>

	<p>長期継続契約の発注</p> <p>継続的に発注している業務委託等で、準市内業者又は市外業者と契約しているもののうち、分離・分割した発注を行うことにより、事務の効率的な執行が可能なものについては、契約更新の際に市内業者への発注に努める。</p> <p>計画的な発注</p> <p>可能な限り、計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な委託期間等の設定に配慮するとともに、発注にかかる業務委託等の完了後、速やかな支払に努めるものとする。</p>	
小規模工事	<p>小規模工事登録業者の活用</p> <p>130万円以下の小規模な建設工事及び修繕の発注において、入札参加資格を有しない市内小規模事業者を積極的に活用し、経営支援を行うとともに受注機会の拡大を図る。</p>	原則市内業者

9 地元企業優先発注等に係る実施状況の確認

契約担当課に各課から契約の締結を依頼する場合には、別添「地元企業優先発注等に係る実施状況確認チェックシート」を契約担当課に提出するものとする。

10 市外業者に発注を要請する場合の理由の確認

契約担当課に各課から契約の締結を依頼する場合には、市外業者へ発注を要請する場合は、別添「市外業者発注依頼書」を上記「地元企業優先発注等に係る実施状況確認チェックシート」と併せて契約担当課に提出するものとする。

地元企業優先発注等に係る実施状況確認チェックシート

このチェックシートは、草加市地元企業優先発注等に係る実施方針に基づき、本市が行う物品、工事などの公共調達において、地元企業の受注機会を確保し、地域経済の活性化を図るため、地元企業の優先発注等に係る実施状況を確認するものです。

該当する項目にチェックを入れ、契約の締結を依頼する際、契約担当課に提出してください。

契約担当課に契約の締結を依頼された案件は、入札参加資格者名簿（建設工事、設計、調査及び測量、物品、土木施設維持管理）に登載された事業者のうち、原則市内業者から選定するものとします。

なお、市外業者へ発注を要請される場合、別紙「市外業者発注依頼書」を作成の上、本チェックシートと併せて契約担当課に提出してください。

A 建設工事（土木工事、建築工事、その他の工事）

取扱要領に基づく内容	チェック欄	
事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注に努めていますか。	はい	いいえ 非該当
下請業者（協力業者）の選定に当たっては、市内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載していますか。	はい	いいえ 非該当
建設用資材や建設機械の購入又は借入に当たっては、市内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載していますか。	はい	いいえ 非該当
可能な限り計画的な発注を行い、年間を通じ平準化した工事発注となっていますか。	はい	いいえ 非該当
市内業者が十分対応できるよう、適正な工期を設定していますか。	はい	いいえ

B 建設コンサルタント等の業務委託、物品購入、印刷製本、修繕等

取扱要領に基づく内容	チェック欄	
可能な限り計画的な発注を行い、市内業者が十分対応できるよう、適正な委託期間等を設定していますか。	はい	いいえ
市が行う各種大会の記念品等の発注に当たっては、市産品を活用していますか。	はい	いいえ 非該当
企画・デザインを含めた印刷物の発注に当たっては、可能な範囲で分離・発注に努めていますか。	はい	いいえ 非該当
継続的に発注している業務委託契約等で、準市内業者又は市外業者と契約しているもののうち、効率的な執行が可能なものについては、分離・分割発注に努めていますか。	はい	いいえ 非該当

注意事項

- 1 市内業者だけでは競争性が確保できないと契約担当課が判断した場合、準市内業者、市外業者の順に発注を拡大するものとする。
- 2 本チェックシート及び市外業者発注依頼書は、各課における仕様書等の決裁過程において添付するものとする。

別紙

市外業者発注依頼書

----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
--

市外業者へ発注を依頼する理由（技術的難易度の高い建設工事のため、市内業者では対応できない業務のため、登録業者数が限られている等）を具体的に記載してください。

「公契約基本条例制定後の変遷」

年 月		内 容
平成26年	9月	公契約基本条例の公布
	10月	労働環境の確認に関する規則の一部施行
平成27年	3月	平成27年度労働賃金基準額の告示 ≪工事又は製造の請負契約≫ 公共工事設計労務単価（埼玉県）の90% ≪業務委託契約・指定管理協定≫ 890円
	4月	公契約基本条例・労働環境の確認に関する規則の施行
	11月	平成28年度労働賃金基準額の告示 ≪工事又は製造の請負契約≫ 公共工事設計労務単価（埼玉県）の90% ≪業務委託契約・指定管理協定≫ 890円
平成28年	11月	平成29年度労働賃金基準額の告示 ≪工事又は製造の請負契約≫ 公共工事設計労務単価（埼玉県）の90% ≪業務委託契約・指定管理協定≫ 890円
平成29年	4月	【改正内容】 対象期間が複数年度にまたがる場合、締結の翌年度以降に労働賃金基準額が改正された時は、その年度ごとに定める最新の労働賃金基準額を適用
	11月	平成30年度労働賃金基準額の告示 ≪工事又は製造の請負契約≫ 公共工事設計労務単価（埼玉県）の90% ≪業務委託契約・指定管理協定≫ 913円
平成30年	11月	平成31年度労働賃金基準額の告示 ≪工事又は製造の請負契約≫ 公共工事設計労務単価（埼玉県）等の90% ≪業務委託契約・指定管理協定≫ 940円

「平成31年度労働賃金基準額」

1 工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額 (単位：円/時間)

NO	職 種	単価	NO	職 種	単価	NO	職 種	単価
1	特殊作業員	2,464	18	さく岩工	3,094	35	左官	2,914
2	普通作業員	2,183	19	トンネル特殊工	3,252	36	配管工	2,340
3	軽作業員	1,575	20	トンネル作業員	2,644	37	はつり工	2,723
4	造園工	2,239	21	トンネル世話役	3,555	38	防水工	3,139
5	法面工	2,802	22	橋りょう特殊工	3,353	39	板金工	3,015
6	とび工	2,903	23	橋りょう塗装工	3,387	40	タイル工	2,487
7	石工	2,970	24	橋りょう世話役	3,690	41	サッシ工	2,757
8	ブロック工	2,790	25	土木一般世話役	2,588	42	屋根ふき工	1,647
9	電工	2,475	26	高級船員	3,218	43	内装工	3,038
10	鉄筋工	2,937	27	普通船員	2,543	44	ガラス工	2,700
11	鉄骨工	2,723	28	潜水士	4,320	45	建具工	2,644
12	塗装工	2,903	29	潜水連絡員	3,072	46	ダクト工	2,385
13	溶接工	3,083	30	潜水送気員	3,072	47	保温工	2,419
14	運転手(特殊)	2,610	31	山林砂防工	2,970	48	建築ブロック工	2,565
15	運転手(一般)	2,273	32	軌道工	5,040	49	設備機械工	2,453
16	潜かん工	3,263	33	型わく工	2,813	50	交通誘導警備員A	1,497
17	潜かん世話役	3,859	34	大工	2,779	51	交通誘導警備員B	1,328

2 業務委託契約に係る労働賃金基準額

940円/時間

3 指定管理者との協定に係る労働賃金基準額

940円/時間

草加市公契約基本条例に関するお問合せ

〒340-8550

埼玉県草加市高砂1丁目1番1号

草加市役所総務部契約課

電話番号：048-922-1129（直通）

F A X：048-922-3091